

空家等に関する情報提供シート

《所有者等情報》

住所	〒		
氏名	(フリガナ)		
電話番号		携帯番号	
FAX		E-mail	

《空家等についての意向（複数選択可）》

①	建物は現状のままで賃貸したい	②	建物は現状のままで売却したい
③	建物を修繕して賃貸したい	④	建物を修繕して売却したい
⑤	建物を解体して跡地を賃貸したい	⑥	建物を解体して跡地を売却したい
⑦	その他（ ）		

《空家等についてお困りのことはありますか（複数回答可）》

①	売りたいが、買い手がつかない	②	貸したいが、借り手がいない
③	良い事業者が見つからない	④	遠くに住んでいて、現地に行けない
⑤	修繕や解体をしたいが、費用が高い	⑥	相続人の間での意見がまとまらない
⑦	その他（ ）		

《空家等の詳細》

所有権関係	・土地及び建物の所有者 ・建物所有者 ・その他（ ）				
空家等の所在地	島本町				
土地	土地面積	㎡【地目：宅地・雑種地・その他（ ）】			
建物	用途	住宅・併用住宅・倉庫・その他（ ）			
	構造／階数	木造・鉄骨造・その他（ ） / （ ）階建て			
	床面積	1階	㎡	2階	㎡
	間取り	（例：3LDKなど）			
	建築時期	大正・昭和・平成・令和 年 月頃			
空家等になった時期	昭和・平成・令和 年 月頃				

※ご不明な場合は町にご相談ください。町が確認している内容を記載します。また、情報提供にあたっては、所在地図及び建物写真を添付します。

年 日 日

島本町長 様

上記の空家等について、不動産事業者が売買・賃貸等に関する相談を受け付けるため、(公社)全日本不動産協会大阪府本部(以下、「事業者団体」という)に対して、情報を提供することに同意します。

住 所		氏 名	Ⓜ
-----	--	-----	---

【情報提供から事業者決定までの流れ】

- ① 空家等の所有者等が町に「空家等に関する情報提供シート」を提出する。
- ② 町が、当該空家等に関する情報を事業者団体に提供する。
- ③ 情報提供を受けた事業者団体は、会員の中から取扱事業者を選定し、町に報告する。
- ④ 町が当該空家等の所有者等へ、選定された取扱事業者を通知する。
- ⑤ 選定された取扱事業者が、当該空家等の所有者等に連絡し、相談を受け付ける。

【情報提供シート提出に当たっての注意】

- ご記入いただいた個人情報は、当該空家等の売買・賃貸等の取り扱いに関する相談・契約の目的以外には利用しません。
- 取扱事業者から、電話にて連絡させていただきますので、日中につながる電話番号をご記入ください。
- 相談の結果、当該空家等の売買・賃貸等の取り扱いに関する契約を結んだ場合には、仲介手数料が必要となります。詳しくは取扱事業者にご確認ください。
- 町は、当該空家等に関する相談の結果について、事業者団体から報告を受けることとなっています。ただし、当該空家等の所有者等と取扱事業者との契約については、関与しません。

【取扱事業者の方々へ】

- 「空家等に関する情報提供シート」は、当該空家等の登記や相続等の権利関係を証明するものではありませんので、必ず所有者等に内容を確認してください。